

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）について」に対して寄せられた御意見等について

令和 7 年 8 月 1 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和7年4月23日から同年5月22日までの間、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計13件の御意見をいただき、うち10件は本件に関する御意見、残り、3件は本件とは関係の無い御意見でした。

厚生労働省では、本件について改めて検討を行った結果、新たに「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）」及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件（案）」を立案し、本日から意見募集を開始したことに伴い、標記告示案を制定しないこととしました。

御協力ありがとうございました。